

健発 0912 第 2 号
平成 29 年 9 月 12 日

公益社団法人日本産婦人科医会長 殿

厚生労働省健康局長

臍帯血採取時における適正な情報の提供について（協力依頼）

厚生労働行政の推進について、日頃より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

造血幹細胞移植に用いる臍帯血の提供については、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号。以下「造血幹細胞移植法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた臍帯血供給事業者（現在全国で 6 カ所。以下「公的さい帯血バンク」という。）が、国の定める品質・安全性基準に則り、臍帯血の採取、保存、引渡し等を行い、移植医療施設を通じて、移植を必要とする患者に対し臍帯血の提供を行っているところです。

一方、いわゆる臍帯血プライベートバンクは、出生児等の将来の疾病の治療等に備えるため、契約者（依頼者）からの委託を受けて出産時に臍帯血を採取、保存等を行う業者です。

先般は臍帯血プライベートバンクの業務実態等に関する調査につきまして、貴会や貴会関係医療機関の皆様にご協力いただきましたことに御礼申し上げます。本調査結果からは、契約締結時における臍帯血プライベートバンクから契約者（依頼者）への説明において、公的さい帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの基本的な役割の違いや、白血病等の血液疾患の治療を目的とした移植については、造血幹細胞移植法に基づいた公的さい帯血バンクによる臍帯血の提供体制が整備されていること等について、周知が十分ではないことが分かりました。

本調査結果を踏まえ、厚生労働省としては、臍帯血の採取を希望する方に対し、正しい情報が提供されることが必要であると考えます。そのため、厚生労働省からは、臍帯血プライベートバンクに対して、契約者（依頼者）への適切

な情報提供を行うよう求めることとしています。貴会関係医療機関におかれましても、臍帯血プライベートバンクを利用して臍帯血の保管を希望する方から、出産時における臍帯血の採取を依頼された場合や、臍帯血に関する質問があった場合には、別添のチラシを活用してご説明いただくなど、適切な情報提供についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、新たに、臍帯血プライベートバンクに対して業務内容等について届出を求めることとしており、今後厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html）において、当該届出の内容を公表する予定ですので、貴会関係医療機関におかれましてもご参照ください。

さらに、現在までに提携したことの無い新たな事業者から臍帯血の採取や提供の依頼があった場合には、上述の厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html）をご確認いただき、当該事業者が掲載されていない場合には、当該事業者の名称、連絡先等を厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室宛てに情報提供いただきますよう、ご協力の程ようお願い申し上げます。